

詳細問合せ先:

報道関係者各位

Doug Black
Copyright Clearance Center, Inc.
(978) 646-2887
dblack@copyright.com

Copyright Clearance Center、日本著作出版権管理システム(JCLS)と 著作物複写利用許諾手続の協定を締結

【マサチューセッツ州ダンバース、2007年10月4日】世界最大の著作権管理ソリューションプロバイダーである Copyright Clearance Center (CCC) は、東京に本拠を置く日本著作出版権管理システム (JCLS) と著作物の複写利用許諾手続に関する新たな双務協定を締結したことを本日発表しました。これにより、両国の著作物利用者が日本と米国の出版物について複写利用許諾を取ることが可能になります。

取り決めの条件は、学術著作権協会 (JAACC) との間で 1999 年から実施している協定と同一のものであります。

今回の新たな協定は、2008 年 1 月から発効する予定です。これにより、日本の著作物利用者は、既存の CCC-JAACC 間の枠組みと同様、CCC が複写を管理する著作物の利用が可能になります。また、これには世界で最も求められている何百万冊に上る出版物に対する権利が含まれます。これら 2 つの協定により、JAACC と JCLS は、CCC が管理する著作物の複写利用をドキュメントサプライヤー (文献複写サービス企業) に許諾することができるようになり、同時に、CCC の権利者は日本におけるドキュメントサプライヤーを含む外部提供適用料金の設定に関し選択権を得ます。さらに、米国の著作物利用者にとっては、JAACC と JCLS が管理する日本の著作物を利用することが可能になります。

「日本を代表する著作物の複写権管理団体である両機関と強力な関係を確立したことは当社にとって喜ばしいことです」。CCC 国際部 (International Division) の Bruce Funkhouser 部長はこう述べ、次のように付け加えています。「いまや、日本の著作物利用者はより迅速かつ容易に米国の著作物の利用許諾を得ることができるようになり、他方で CCC の権利者は、日本において自らの著作の有効な保護および利用許諾について担保を得ることができました。同時に、米国の著作物利用者は、二大著作権管理団体が別個に管理する日本の著作物をともに利用できるようになります」。

JCLS は 2001 年に設立され、各種団体や企業、学術団体、大学、研究機関、個人の利用者に幅広い利用許諾の選択肢を提供しています。JAACC は、主要な学術団体が集まり、著作物の集中管理を行うため 1989 年に設立されています。

Copyright Clearance Center, Inc.について

Copyright Clearance Center は、いかなる知識も同様に無理なく利用できるような革新的な利用許諾システムを開発提供し創造しております。CCC の利用許諾サービスをインターネット利用のアプリケーションやツールと組み合わせることにより、各種団体・大学、法律事務所、政府機関に所属する何千万人もの人びとは、公表された情報を容易に利用し共有することが可能になっています。非営利企業として 1978 年に設立されて以来、CCC は著作権市場と著作権管理システムを構築し拡大してきました。これにより、著作物の再利用ならびに世界中の出版社や著者への利用料分配が容易に行われるようになってきました。世界で最も求められている何百万もの出版物の複写利用権を提供することにより、当社は地球規模の学術文化の秩序に主要な役割を果たすとともに、著作権の諸原則を守るよう取り組んでおります。詳細については www.copyright.com をご覧ください。